

## 参考様式2

### 栗原市公の施設における指定管理者募集に関する質問・回答書

栗原市ハイルザーム栗駒の指定管理者の申請に関して、下記のとおり質問書を提出します。

#### 記

番号	質問事項	番号	回 答
1	仕様書のP6の6(3)指定管理料の精算の項の、「指定管理者の運営に起因する指定管理料の不足額が生じた場合」とは、具体的にどのような事例か?	1	天変地異や著しい物価変動などによるものを除いた利用料金収入や自主事業収益の減、施設管理経費の増などによる収支不足が想定されます。 なお、判断については、その時点での社会情勢などを考慮し、総合的に判断することになります。
2	仕様書のP10の12事業の継続が困難となった場合の措置の項で、「(1)指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合」とは、具体的にどのような事例か?	2	指定管理者の自己都合により、市の合意無く施設運営を中止した場合や営業停止などの行政処分により事業の継続が困難になった場合などが考えられます。
3	ハイルザーム栗駒単体での指定管理者の公募であり、6ヶ月間の営業と、6ヶ月間(冬季休業期間)の施設管理ということから、営業に従事する従業員は6ヶ月間の雇用期間となる。 このような雇用条件の下で、従業員の確保ができなかった場合は、仕様書のP10の12「(1)指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合」に該当するのか?	3	原則として、指定期間において、当該施設を適切に運営できることを前提に指定管理者の募集を行っています。 従業員の確保ができなかったことを理由に、事業の開始または継続が困難となった場合、従業員の募集・応募状況などを考慮しながら、総合的に判断することになります。

4	現在、故障したままの女子露天風呂ろ過タンク及びコントラストプール(温水)ろ過タンクは、営業開始まで修繕を完了する予定はあるか？	4	女子露天風呂ろ過タンクの修繕は今年中に修繕を完了する予定です。コントラストプールろ過タンクの修繕時期については、部材が受注生産のため、調達に4カ月程度の時間を要しますが、早期修繕に向け検討してまいります。
5	地下水汲み上げポンプ、冷温水発生機、冷房・暖房を館内に送り出す一次ポンプ・二次ポンプなど、老朽化や交換時期であるが、開業後に休業して修理をすることがないよう事前に修繕を行う予定はあるのか？	5	修繕にあたっては、指定管理者と協議しながら、工期を休業期間にあてるなど、可能な限り営業に支障の無いよう設定し、優先度の高いものから修繕してまいります。
6	開業以来27年が経過する施設で、毎年度、各所の修繕・更新要望箇所を報告しているが、なかなか修繕・更新が進まない状況にある。 施設管理作業の軽減や長期休業を避けるためにも、全体的な施設・設備の総点検を行い、修繕・更新計画を作成するなどの考えはないのか？	6	更新が必要な施設設備を把握するため、総点検が必要と考えており、実施に向け検討していきます。修繕にあたっては、指定管理者と協議しながら、工期を休業期間にあてるなど、可能な限り営業に支障の無いよう設定し、優先度の高いものから修繕してまいります。
7	前回公募時の質問で、施設設備の老朽化等による設備の故障が発生した場合に、長期休業となった際の収入減等のリスクについて、「指定管理者と協議したうえで対応することとなります」との回答であったが、設備の故障が発生する不安があることから、指定管理期間中に長期休業しなくても良い施設・設備状態にする予定はあるのか？	7	リスクの分担については、仕様書のとおりです。施設を長期休業しなければならない程の設備の故障が発生した場合は、その故障原因や管理の状況などを考慮しながら、総合的に判断することになります。指定管理者が設備の維持管理に不安を感じないよう、指定管理者と協議しながら、優先度の高いものから修繕してまいります。
電話番号		E-mail	
F a x 番号		担当者名	